

氏 名	やま した こう いち 山 下 晃 一
学位(専攻分野)	博 士 (教 育 学)
学 位 記 番 号	教 博 第 19 号
学位授与の日付	平成 12 年 3 月 23 日
学位授与の要件	学 位 規 則 第 4 条 第 1 項 該 当
研究科・専攻	教 育 学 研 究 科 教 育 方 法 学 専 攻
学位論文題目	現代アメリカにおける学校レベルの政策決定に関する研究 ——シカゴ学校改革を具体的素材として——

論文調査委員	(主 査) 教 授 白 石 裕	教 授 江 原 武 一	助教授 高 見 茂
--------	--------------------	-------------	-----------

論 文 内 容 の 要 旨

本論文は、米国シカゴ市における学校改革を事例として取り上げ、同市の学校レベルで展開されている政策決定過程の構造と特質を明らかにすることを目的として執筆されている。シカゴ市の学校改革は、学校への分権化、自律的な学校制度確立の試みとして、現在、米国で最も注目されている教育改革の1つである。本論文によって明らかにされるシカゴの学校改革が示すものは、学校評議会の設立、学校評議会を実効性あるものとする学校支援団体（市民団体）の介在、親・住民などの素人や校長・教師および市民団体を含む政策決定ネットワーク機能、教育政治を可能とする公的討議の出現など革新的ともいえる試みである。

本論文は、こうしたシカゴ学校改革の試みを1988年の学校改革法の成立から1995年の学校改革法改正の時期までにわたり、文献・資料を丹念に分析・検討しながら追究し、学校レベルで展開されている政策決定過程の構造と特質を描き出すとともに、そこに示されている諸問題を理論的に深く考察している。

本論文は、序章と終章を含む10章より構成される。第1章と第2章においてはシカゴ学校改革法（1988年）の成立の背景や改革法の目的、学校評議会の設立とその下における教育活動の状況、学校支援団体の関与等について述べられる。そこではシカゴ市の学校改革法は、生徒の学力の低さ、出席率・卒業率の悪化など同市の公立学校の深刻な状況を前にして、そしてそうした深刻な問題に対して有効な手段を講じない教育委員会に対して、学校の改善と学校への分権化を目指して行われた改革であると指摘される。そのために設立されたのが、親や地域住民を構成員に含み、教育委員会から人事権・財政権を移譲された学校評議会である。

学校評議会を設立させ、その後の学校の教育活動を支援したのは教育についての専門的知識や経験をもつ市民団体である。論者は、こうした専門的な学校支援団体の介在こそがシカゴ市の学校改革を成功させた大きな要因であると指摘する。学校評議会設立後のシカゴ市の学校教育についてはおおむね改善の方向に向かっているものの、あまり成果のあがっていない事例、あるいは学校評議会についての関心がやや低下しつつあることが示される。

第3章から第5章までは学校の政策決定の過程が学校評議会の構成員である校長・教師・素人そして補完的役割を担っている市民団体という諸アクターの相互関係のなかで考察される。論者は、諸アクター間の相互に影響し合う関係を「政策決定ネットワーク」概念を用いて説明する。そしてシカゴ市の学校評議会は政策決定ネットワーク概念で説明される諸アクター間の対等性と相互の影響力を有するがゆえに、現代の学校教育が喪失している学校教育の正統性を復権させる可能性をもつと指摘する。ただしそれはまた政治的諸勢力による教育への悪影響を及ぼす可能性もあるともいう。

第6章では「政策決定ネットワーク」として機能する学校評議会が「学校の定義」を含む「公的討議」を呼び起こしていることが明らかにされる。そしてシカゴ市の公立学校においては「公的討議」を通して学校教育に対する「公共的関心」が呼び起こされ、また公的討議のための「公共的スキル」も涵養されつつあるという。それゆえ教育政治につながる「公的討議」は、学校が地域社会のなかで再生される有効な方法であることが示される。第7章、第8章においては主に1995年に改

正されたシカゴ学校改革法の改正の内容が説明され、それについてのさまざまな見解や論者の評価が示される。1995年の改正は、学校評議会はそのままにして、改善効果の上がらない学校に対する教育委員会の措置を可能とする改革であり改組である。論者は、こうした改正により底辺校を引き上げるなど公立学校を実質的に改革することの意義を評価し、先行研究を批判的に検討する。そして終章では本論文の今後の研究課題が示される。

論文審査の結果の要旨

現代の教育改革の動向は学校に焦点が当てられ、学校に自律的権限をより多く与えようとする方向で改革が模索されている。こうした世界的ともいえる動向のなかで本論文は、米国シカゴ市の学校改革の事例を取り上げ、同市の学校レベルで展開されている政策決定過程の構造と特質を明らかにすることを目的として執筆されている。米国の教育改革、とりわけ学校改革は「効果的な学校」、「学校に基礎を置いた経営」の二つの実践や理論が核となって展開されており、シカゴ市の学校改革もそれら二つのものの実践や理論を批判的に取り入れつつ行われているが、学校評議会を設置し、教育の分権化、学校の自律性を徹底して図ろうとしているのが大きな特徴であり、米国の数多くの教育改革のなかでも最も注目される改革と評価されている。

シカゴ市の教育改革に関する研究は米国はもとより日本においても多く、多数の書物や研究論文、あるいは報告書が出されている。本論文は、そうした多数の文献や資料を綿密に分析・検討し、学校評議会を中心として展開されているシカゴ市の教育改革の事例を総合的に検討し、独自の分析枠組で分析し、先行研究とは異なる改革評価や結論を示している点において高く評価される。

本論文は、シカゴの学校改革における政策決定過程を先行研究にみられるような部分的な解明ではなく全容を明らかにしたことのほかに、とくに次のような点において意義をもっている。第1に、「政策決定ネットワーク」の概念を用い、そしてそれを分析枠組として、シカゴ公立学校の学校評議会内外部の諸アクター間の相互の影響関係を明らかにしたことである。政治学における影響力関係を考察する通常のアプローチはイシュー・アプローチであるが、論者はイシュー・アプローチをさらに広げた「政策決定ネットワーク」概念を適用することによってルーティン・デシジョンにおける多面的複層的なアクター間の相互関係をとらえることに成功している。「政策決定ネットワーク」によるアプローチにより、折出されたとりわけ重要なアクターは政策決定過程の研究ではほとんど視野の外に置かれている市民団体の存在である。本論文は、シカゴ市の学校改革運動に決定的な役割を演じている学校支援団体としての市民団体の政策決定過程への介入を見出すことに成功しており、そこにまた本論文の特徴と意義がある。

本論文の意義は、第2に、ロロー (Rollow, S. G.) らの「公的討議」論を引き出し、シカゴ市の学校改革を組織論・運営管理論として把握するのではなく、学校教育の正統性を獲得する公共性確立のための模索として、そしてその限りでは教育政治の復権の問題として把握していることである。事実、シカゴ市の学校改革の試みにおいては「学校の定義」が改めて問われ、再定義され、またそうした過程を通じて学校教育に対する「公共的関心」が呼び起こされ、さらには「公的討議」のための「公共的スキル」が涵養されている。学校教育の目標や学校の存在基盤そのものが問われている現代の学校・学校教育を復権させるための重要な課題は、本論文が示唆しているように、公共性への問いかけであろう。こうした問いかけは、学校の自律性が同じく重要な教育政策課題として取り上げられている日本の教育改革にも重要な示唆を与えるものである。

しかしながら、本論文には課題も残されている。たとえば、「政策決定ネットワーク」や「公的討議」の概念の把握が理念的にすぎて政策決定過程の分析が一面的、形式的になっていたり、事例学校数が限定されているためにシカゴ市の学校改革全体の動きを必ずしも把握しきれていないという問題点もある。しかしながら、こうした点は論者の今後の研究課題というべきものであり、本論文の学術的価値を損なうものではない。本論文によってもたらされた知見は、教育行政学・教育政策学の発展に寄与するところが大きい。

よって、本論文は、博士（教育学）の学位論文として価値あるものとして認める。また、平成12年1月11日に、論文内容とそれに関連した試問を行った結果、合格と認めた。